

◎ 専用基本利用料金

① スポーツ・文化交流ホール(音楽室を除く。)

単位:円

種 別		時間区分		午前	午後 1	午後 2	午後	昼間 1	昼間 2	夜間	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
		9:00 ∩ 12:00	13:00 ∩ 15:00	15:00 ∩ 17:00	13:00 ∩ 17:00	9:00 ∩ 15:00	9:00 ∩ 17:00	18:00 ∩ 21:00	13:00 ∩ 21:00	15:00 ∩ 21:00	9:00 ∩ 21:00		
ガイダンスルーム兼視聴覚室		2,400	1,880	1,880	3,760		6,160	3,350	7,110		9,510		
メ イ ン ホ ー ル	全 面	舞台及び電動客席使用	9,630			14,450		24,080	12,030	26,480		36,110	
		舞台又は電動客席使用	6,800			10,360		17,160	9,630	19,990		26,790	
	床のみ	一般	3,970	3,130	3,130	6,260	7,100	10,230	7,110	13,370	10,240	17,340	
		生徒等	1,980	1,560	1,560	3,120	3,540	5,100	3,550	6,670	5,110	8,650	
	半 面	床のみ	一般	1,980	1,560	1,560	3,120	3,540	5,100	3,550	6,670	5,110	8,650
			生徒等	1,030	830	830	1,560	1,770	2,590	1,770	3,330	2,600	4,360
多 目 的 室	椅子・机使用		3,130	2,930	2,930	4,180		5,750	5,230	7,850		9,420	
	床のみ	一般	1,560	1,350	1,350	2,610	2,910	4,170	3,660	6,270	5,010	7,830	
		生徒等	830	730	730	1,350	1,460	2,080	1,880	3,130	2,500	3,960	
学習室1、2、3		1,670	1,250	1,250	2,500		4,170	2,200	4,700		6,370		
和室(茶室付)		3,130	1,980	1,980	3,870		7,000	3,130	7,000		10,130		
調理室		4,180	3,130	3,130	6,260		10,440	5,230	11,490		15,670		

② スポーツ・文化交流ホール(音楽室)

単位:円

区分		1時間
音楽室	一般	510
	生徒等	310

③ 運動広場、テニスコート及びテニスコート兼フットサルコート

単位:円

区分		1時間
運動広場	一般	400
	生徒等	200
テニスコート	一般	620
	生徒等	300
テニスコート兼 フットサルコート	一般	620
	生徒等	300

備考

- この表の専用基本利用料金には、この表の第3項に掲げる附属設備に係る利用料金を除き、照明及び音響設備(テニスコート兼フットサルコートの照明設備を除く。)の料金を含むものとする。
- 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る専用基本利用料金の10割を専用基本利用料金に加算する。
- テニスコート兼フットサルコートにおいて照明設備を利用する場合は、1時間当たり、100円を徴収する。
- ガイダンスルーム兼視聴覚室において、舂松人権歴史館の見学に関して使用しようとする場合は、無料とする。
- 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 許可を得て、別表第1に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて準備又は後始末のために使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。
 - スポーツ・文化交流ホール(音楽室を除く。)専用基本使用料(第2項の規定を適用する場合については、同項の規定により算定した額とする。次号において同じ。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)
 - スポーツ・文化交流ホール(音楽室に限る。)、運動広場、テニスコート及びテニスコート兼フットサルコート専用基本使用料

◎ 附属設備の利用料金

単位:円

区分	数量	利用料金	備考
ピアノ	1台	5,230	調律料は、含まない。
指揮台	一式	310	譜面台付
ひな壇	一式	2,080	
マイクロホン	1本	1,030	
ワイヤレスアンプ	一式	510	CDプレーヤー、カセットテーププレーヤー付
カセットテーププレーヤー	1台	1,030	カセットテープは、含まない。
CDプレーヤー	1台	510	CDは、含まない。
MDプレーヤー	1台	1,030	MDは、含まない。
ビデオプロジェクター	1台	2,080	再生機器は、含まない。
ブルーレイプレーヤー	1台	1,030	ブルーレイディスクは、含まない。
ピンスポットライト	1台	2,080	
照明セット	一式	6,280	セット内容 シーリングスポットライト 1組 ボーダーライト 1組 水平ライト 1組
セーフティマット	1枚	510	
フローシート	1枚	50	
カラーマット(10枚1組)	1組	310	
ストップウォッチ	1個	100	
スポーツタイマー	1台	510	
得点板	1台	100	
バスケットボール器具	一式	510	ゴール1組、得点板1台
バドミントン器具	一式	100	ポール・ネット1組
バレーボール器具(練習用)	一式	310	ポール・ネット1組、得点板1台
バレーボール器具(試合用)	一式	510	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バレーボール器具(線審旗)	1組	50	
審判台(バレーボール用)	1台	200	
卓球器具	一式	100	卓球台・ネット・ネットサポート1組
卓球用フェンス	1枚	30	
レクリエーション器具	一式	510	ドッジビー19枚、なわとび(長・短)、ふわふわボール3個、 ショートテニス器具(ポール・ネット、ラケット、ボール)
コインロッカー	1か所1日	100	

備考

- この表の利用料金については、それぞれの区分ごとに1回徴収するものとする。この場合において、「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後1(午後1時から午後3時まで)、午後2(午後3時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、コインロッカーについては適用しない。
- 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。
- 「(1)専用基本利用料金」及び「(2)共用利用料金」に掲げる「生徒等」の区分は、適用しない。

(4) 駐車場利用料金

単位:円

利用時間	金額
最初の1時間まで	無 料
以後1時間までごとに	100(大型車等は、500)

備考

- 1 この表において「大型車等」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する大型自動車又は中型自動車をいう。
- 2 入場後12時間までの駐車場利用料金を最大800円(大型車等は、1,000円)とする。